

面接指導対象医師一覧等記入要領

医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査を効率的に実施するため、以下の要領にてご記入ください。

ご不明な点等については、保健所までお問い合わせください。

I 面談指導対象医師一覧（様式 3－1）について

病院又は診療所の管理者は、医療法第 108 条第 1 項に基づき、時間外・休日労働時間（以下「超勤時間」という。）が月 100 時間以上となることが見込まれる医師（以下「面接指導対象医師」という。）に対し、面接指導を実施する必要があります。

※ 病院又は診療所の管理者及び診療を直接の目的とする業務を行わない医師（産業医、健診センター等）は面接指導の対象外です。

1. 直近 1 年間（令和 6 年度）における月別の時間外・休日労働時間が 100 時間以上となった医師（面接指導対象医師）の一覧を様式 3－1 により記載すること。
2. 「超勤時間」には月別の「時間外・休日労働時間」に記載すること。

〔留意事項〕

- ① 面接指導対象医師について、病院又は診療所の管理者が面接指導の結果に基づき作成した「長時間労働医師面接指導結果及び意見書」（参考様式）を用意すること。
なお、病院又は診療所の管理者は「長時間労働医師面接指導結果及び意見書」に、面接指導実施医師の意見を踏まえた措置の要否や措置内容を記載すること。
 - 面接指導対象医師について、医療法第 108 条第 5 項の規定に基づき病院又は診療所の管理者が必要と認めるときは適切な措置を講じなければならない。
 - 面接指導対象医師のうち超勤時間が月 155 時間を超えた医師について、医療法第 108 条第 6 項の規定により病院又は診療所の管理者は労働時間短縮のため必要な措置を講じなければならない。
- ② 面談指導実施医師が、医師の健康管理を行うのに必要な知識を習得させるための講習を修了していることを確認するため「修了証書」を用意すること。
- ③ 労働基準監督署長による宿日直許可を取得している場合には、「許可書の写し」を用意すること。